法改正により戸籍などに新たに記載するフリガナを対象者へ通知します

●戸籍へのフリガナの記載

5月26日以降、戸籍に記載される氏名のフリガナを本籍地の市区町村から順次通知します。

世田谷区が本籍地の方には、圧着はがきで7月上旬以降順次通知します。誤りがないか、必ず確認をお願いします。

▶**フリガナが正しければ…**
届出をしなくても、8年5月26日以降に通知のとおり戸籍に記載されます。

▶**フリガナが誤っていたら…**
8年5月25日までに届出をお願いします。オンラインで手続き可能です。マイナンバーカードへの追記は8年6月頃以降を予定しています。

●住民票上の旧氏へのフリガナの記載

7月上旬以降、住民票に旧氏の記載がある方に、そのフリガナを封書で順次通知します。

▶**フリガナが正しければ…**
届出をしなくても、8年5月26日以降に通知のとおり住民票に記載されます。

▶**フリガナが誤っていたら…**
正しいフリガナの読み方が通用していることを証する書面を添えて、8年5月25日までに届出をお願いします。オンラインで手続き可能です。マイナンバーカードへの追記は8年6月頃以降を予定しています。

※早期に旧氏のフリガナが記載された住民票の写しを取得したい場合は、通知書の旧氏のフリガナが正しい場合でも、フリガナの記載の届出をすることができます。

戸籍制度マスコットキャラクター
コセキツネ

担当＝住民記録・戸籍課
問戸籍へのフリガナの記載＝法務省コールセンター ☎0570-05-0310
本籍地が世田谷区の方または住民登録地が世田谷区で旧氏の記載がある方＝せたがやコール

区レンタサイクルの営業を終了します

施設の老朽化等に伴い、7年度中に区レンタサイクルの営業を終了します。ご利用されている方は、営業終了日までに各レンタサイクルポートへ自転車と会員カードの返却をお願いします。

営業終了日等は確定次第ホームページ（HP後記二次元コード）でお知らせします。退会・返却等の手続き方法は各レンタサイクルポートへお問い合わせください。

ポート	問合せ先
桜上水南	☎3303-6495
経堂駅前	☎3426-0016
三軒茶屋中央	☎090-4811-0905
桜新町	☎3427-7346
等々力	☎3705-3741
三軒茶屋北	☎3419-2191
成城北第二	☎3484-9722

問交通安全自転車課 ☎6432-7967 FAX6432-7996

ご遺族の方へ～どのような手続きが必要かお困りではないですか

ご遺族の方の諸手続きはとても多くの種類があります。
必要な手続きを区のホームページ等でご確認いただけます。

必要な手続きの確認方法

●必要な手続きをまとめた冊子 区HP 1172
●くらしの手続きガイド（お悔やみ）▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶

おくやみコーナーを開設しています（事前予約制）
～パソコンの操作等が不慣れで手続きの確認が難しいご遺族の方へ

くらしの手続きガイド（お悔やみ）を操作し、状況に応じた手続きや担当窓口の確認をお手伝いします。

対亡くなられた区民のご遺族
場区役所西棟4階住民記録・戸籍課
備開設日はお問い合わせいただくか、前記区HPをご覧ください。
申電話で住民記録・戸籍課（☎5432-2139 FAX5432-3077）へ

区議会第2回定例会を開催します

開催予定期間／6月3日㈫～12日㈭

本会議の模様は、本庁舎と総合支所、市民活動支援コーナー（キャロットタワー3階）、インターネット議会中継 区HP 10105 でご覧になれます。なお、インターネット議会中継では、委員会の模様もご覧になれます。

FMラジオ・エフエム世田谷（83.4メガヘルツ）では、6月5日㈭から代表質問及び一般質問の録音放送を行う予定です（月～金曜＝午後5時から、日曜＝午後7時から）。

区議会議長・副議長を紹介します

5月に開催された令和7年第2回区議会臨時会で、議長に石川ナオミ氏、副議長に羽田圭二氏が選ばれました。

▲議長 石川ナオミ氏（自民）

▲副議長 羽田圭二氏（立憲れ）

問区議会事務局 ☎5432-2779 FAX5432-3030

蚊の発生を防ごう～たまり水をチェックしましょう

☑感染症を媒介することもあるヒトスジシマカは、ほんのわずかにたまった水から発生します。産卵後約12日間で成虫になるため、週1回、身近なたまり水をなくすことで発生を抑えられます。
☑蚊の成虫は、昼間、やぶや草むらに潜んでいます。不要なやぶや草むらは草刈り等を行いましょう。
☑蚊の多い場所に行くときは、長袖・長ズボンを着用し、使用上の注意に従って虫よけ剤等を使いましょう。

問世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2903 FAX5432-3054

住民税（普通徴収分）はキャッシュレスでの納付も可能です

●スマートフォン決済アプリで納付書のeL-QRを読み取る
※対応している決済アプリは、地方税お支払サイトをご覧ください。
●地方税お支払サイトでeL-QRを読み取るかeL番号を入力する
※クレジットカード、インターネットバンキング、ATM（ペイジー番号発行）などに対応しています。

備キャッシュレスでの納付の注意事項や現金での納付方法など詳しくは、区HP 252 をご覧ください。

▲地方税お支払サイトはこちら

問納税課 ☎5432-2197 FAX5432-3012

7年度課税（非課税）証明書と納税証明書が取得できる時期

特別徴収＝5月16日から
普通徴収（併用徴収）＝6月10日から
取得方法／窓口申請（納税課、総合支所くみん窓口・出張所など）、郵送申請など

備コンビニ交付やマイナンバーカード専用証明書自動交付機で取得する場合は、特別徴収の場合も6月10日からです。税務標準準拠システム移行により、昨年度までとは時期が異なりますのでご注意ください。

区HP 260

問納税課 ☎5432-2197 FAX5432-3012

●7年度特別区民税・都民税・森林環境税税額決定・納税通知書を6月10日に発送します
問課税課（世田谷地域☎5432-2169、北沢・砧地域☎5432-2174、玉川・烏山地域☎5432-2184、いずれもFAX5432-3037）